

平成28年度第2回

# 逗子市情報公開運営審議会

平成29年2月10日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成29年2月10日（金）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

- (1) 平成28年度上半期の情報公開制度の運用状況について（報告）
- (2) 逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領の一部改正について（報告）
- (3) 機構改革等に伴う関係規則等の改正について（報告）
- (4) その他

出 席 委 員（7名）

会 長	芳 野 直 子
副 会 長	関 モ ト 子
委 員	神 田 愛 子
委 員	小 松 原 敬 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	関 根 進 悟
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	矢 島 小 百 合
情報公開課長	内 田 典 久
情報公開課主	鈴 木 明 彦

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 2 名

#### 配付資料

1. 平成28年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 資料1 平成28年度情報公開制度の運用状況
3. 資料2 逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領 新旧対照表
4. 資料3 平成29年4月機構改革等に伴う情報公開ハンドブック（平成28年4月版）の改正箇所
5. 当日配付資料 平成29年4月実施の機構改革について（総務課ホームページより抜粋）
6. 当日配付資料 逗子の未来協議会レポートNo.7（平成29年2月）
7. 当日配付資料 （仮称）自治基本条例ワークショップレポートNo.1（平成28年8月）

午前10時00分開会

○芳野会長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

皆さんおそろいのようなので、逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づいて、半数以上の委員の出席があるということで要件を満たしますので、第2回情報公開運営審議会を開催いたします。

きょうは傍聴の方がいらっしゃるんですね。事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 傍聴の方は2名いらっしゃいます。もうお座りになられていますので、よろしくお願いいたします。

○芳野会長 それでは、傍聴の方が2名いらっしゃるということで審議会を進めさせていただきます。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○芳野会長 資料のほうは皆様、おそろいでしょうか。

それでは、会議に入ります。

まずは、議題1、平成28年度上半期の情報公開制度の運用状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、平成28年度上半期における情報公開制度の運用状況について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。平成28年度の上半期分4月から9月末までの状況ということで、9月末現在の状況になります。

まず、上半期の1の公開請求件数と決定件数ですが、そちらの合計欄をご覧ください。まず①の全部公開が21件、②の一部公開が14件、③の非公開がゼロ件、④の却下がゼロ件、⑤の不存在が2件、こちらの主な理由は、Bということで、Aの会議録等で今後作成後に公開できるもの以外のものということになっております。

⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中が1件、こちらは延長決定がなされ、10月18日一部公開の決定がなされていますので、この欄は決定がなされた月に空欄に変更しております。

⑧の取り下げがゼロ件、⑨の延長が5件でした。こちらの延長については延長件数としてカウントするため、それぞれ決定がなされていますが、それぞれ

の月に件数は残ります。

それから、⑩の請求件数の合計は37件ですが、先ほど申しあげました全部公開から取り下げまでを合計すると38件になりますが、1件の請求の内容が複数の処理内容になる場合がありますので、合計数は一致しておりません。

それから、⑪のインターネット請求につきましては、内数になりますけれども、4件です。

また、⑫の口頭請求が7件ありますが、一度公開請求があつて公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭による公開請求ができるということで、その場で情報を確認できるというものです。これは、条例の第9条、ハンドブック98ページに規定されております。

この口頭請求の内訳につきましては、後ほどご説明させていただきますが、13ページに内容が記載されております。参考までに申し上げますと、昨年度、平成27年度の上半期分の⑩の請求件数の合計は31件、うちインターネット請求が3件でしたので、大きく変化はありませんでした。

それから、2の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が1件、総務部が6件、市民協働部が6件、福祉部が1件、環境都市部が17件、会計課が1件、議会が4件、教育委員会が1件となっております。それぞれ内容につきましては、3ページから8ページに記載されております。後ほど簡単にご説明させていただきます。

2ページ目の3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申し出等につきましても、ありませんでしたので、ゼロ件となっております。

5の同一人による請求件数ということで、ちょっと下から読ませていただいて、4件請求した方が1人、3件請求した方が3人、2件請求した方が8人、1件請求した方が8人で、合計実請求者数は20人となっております。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者20人のうち2人で、10%、10分の1ということになっております。

それでは、3ページ以降になりますが、平成28年度の上半期の情報公開請求の内容と決定内容について、全部公開を除きご説明させていただきます。

まず、3ページの管財課3番、ちょっとこちらは件名が長いので省略させていただきますが、ネット請求で不存在という決定になりました。こちらは不存在となった理由が、該当する文書が存在しないためです。

それから、管財課の15番、こちらも件名が長いので省略させていただきますが、①と②につきましては全部公開、③につきましては不存在決定になりました。こちらの不存在となった理由は、該当する文書が存在しないためとなっております。

次に、4ページになりますが、市民協働課21番、24番、34番につきましては、それぞれ一部公開で5条2項1号の個人に関する情報が非公開となっております。

次に、5ページとなりますが、経済観光課、こちら30番は一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

それから、同じページのまちづくり課16番、17番については一部公開決定で、こちらも個人情報非公開となっております。

同じくまちづくり課の20番、こちらの請求はネット請求で、延長決定となりましたが、一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

それから、同じくまちづくり課31番についても一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

次に、6ページになりますが、緑政課7番につきましては、一部公開決定で、5条2項1号の個人に関する情報が特定の個人が識別されるため、また5条2項2号の法人に関する情報が、事業の運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるもののため非公開となっております。

同じく緑政課29番は、先ほど経済観光課の30番と同じ件名ですが、こちらも一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

次に、7ページになりますが、都市整備課9番につきましては、延長決定後、一部公開決定となりました。延長決定の理由は、請求された情報に第三者情報が記録されていることにより、調査に時間を要するためでした。個人情報非公開となっております。

同じく都市整備課27番、33番につきましても一部公開決定で、個人情報非公開となっております。

都市整備課35番につきましては、10月以降の決定ですので空欄部分がありますが、先ほど④の公開請求件数と決定件数でもお話しさせていただきましたが、⑦の検討中の1件で、こちらは延長決定がなされ、10月18日に一部公開の決定がなされています。こちらも個人情報为非公開となっております。

次のページに移りまして、8ページ、社会教育課28番については、一部公開決定で、個人情報が非公開となっております。

以上、平成28年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除きご説明させていただきましたが、個人情報の5条2項1号関係の趣旨、解釈等については、ハンドブック61ページから67ページに、個人情報の5条2項2号関係は68ページから74ページに記載されております。

次の9ページは、情報公開運営審議会の開催状況ということで、前回の本審議会の開催状況、議題が載っております。

続きまして、11ページ、12ページになりますが、先ほど申し訳ございません、差し替えということで、つづられていたのが12月までの報告分が入っていたので、9月末までのものに差し替えさせていただきました。こちら平成28年の4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況となります。こちらにつきましては、条例第20条で会議の公開が規定されておまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされています。こちらはハンドブック146ページから150ページになります。

それから、次に13ページになりますが、こちらは1ページでご説明しました⑫の口頭請求7件の内訳となります。口頭請求の内訳につきましては、ご覧のとおりですが、7件中1番、3番、4番の3件につきましては、それぞれ件名が少し異なりますが、神武寺トンネル拡幅工事の設計関係の情報で、既に27年度の情報公開請求67番の情報の一部であるため、口頭請求となったものです。

それから、2番、5番、6番、7番につきましては、既に27年度、28年度に公開請求され、決定済みの情報であったため、口頭請求となったものです。少し請求の件名が異なるところはございますが、既に公開請求により公開された情報については口頭による公開請求ができますので、請求者にその旨をお伝えし、対応したものでございます。

それから、続きまして14ページになりますが、情報提供の内訳ということで、

こちらは市政情報広場、1階の情報公開課の窓口で対応したものの内容です。上半期は3件ありましたが、記載のとおりとなります。

それから、15ページは28年度上半期分の市政情報広場の利用状況等になります。

それから、16ページは、15ページの4番の総合案内の内訳でございます。情報公開課の主に非常勤職員が対応している状況になります。

17ページは、有償刊行物の頒布状況になります。

運用状況の報告につきましては以上でございます。

○**芳野会長** ありがとうございます。

議題1の平成28年度情報公開制度の運用状況についてご報告いただきましたが、これについて何かご質問はありますでしょうか。

では、質問じゃなくても、ご意見とか、ご要望とか、そういうことでも。いかがでしょうか。

特にはないですか。

では、議題1については、こういう状況を踏まえて、いろいろな議論の前提とするということで、今日のご報告をいただいたということで、議題としては終了ということでよろしいですか。

それでは、議題1は終わりということで、議題2に移りたいと思います。

議題2は、逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領の一部改正についてということで、事務局からご報告をお願いいたします。

○**矢島情報公開課長** それでは、資料2をご覧ください。

インターネットによる情報公開請求につきましては、逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領により運用していますが、この要領を今回改正するものです。こちらハンドブックの161ページと162ページに記載されております。

こちらの新旧対照表の2ページ目をご覧ください。上が切れていますのでわかりづらいんですが、左側が現行、今の形です。それで右側が改正案となっております。

現在インターネットによる公開請求の対象となる情報の公開は、要領の第6

条に規定されております。条例第12条の手続によるものとされ、この場合において、公開の対象となる情報を逗子市のホームページに掲載すること及びそのURLを示した通知を行うことにより写しの交付をすることができるとされています。

しかし、第7条の第1項に規定されていますように、1件につき10MBを超える場合は、ホームページに掲載ができなかったため、別にURLを設けまして、FTPの仕組みによって今まで対応してきました。今回、県内のインターネット環境を統一するに当たりまして、FTPの4月以降の使用につきまして、セキュリティーの関係で難しくなることから、現在の対応を見直す必要が生じまして、改めてホームページ全体の調整を行っています秘書広報課で検証したところ、現在の仕組みでは、ホームページに容量の大きなものを載せても、ほかに大きな影響は出ないとのことでした。ですので、このことによりまして、改正案にお示ししたとおり、10MBの制限について規定している第7条第1項を削除しまして、第2項を第1項と改正したいと考えております。

最近開示のありました一番大きなデータで検証をし、不都合は生じなかったということなのですが、今後どのような事案が出てくるか、そちらのほうもわからないので、実際に運用してみて、万が一、不都合が生じた場合には対応等につき検討し、ご報告させていただきたいと思っております。大分パソコンの機能もよくなっておりますので、問題はないと考えているのですが、請求者のネットの環境や機種等によって不都合が生じるのか、今のところ不明な部分もございますので、状況を見て対応していきたいと考えております。

施行日は、こちらに書かれていますように、平成29年3月1日からとし、同日以後になされた公開請求から適用したいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**芳野会長** ありがとうございます。今のご説明に対して、まずご質問は何かありますか。

実際に、この10MBを超える場合というのは、どのぐらい件数的にはあったのですか。そんなに多くはないのですか。

○**内田情報公開課係長** 一概に言えないんですけど、結構あります。開示した資料が、ページ数もそうですし、1ページがもともとが図面だったりカラーだっ

たりする、それだけでもMBが増えちゃったりもするので、本当に一概には言えないんですが、インターネット請求の中で開示した資料が10MBを超えちゃうというケースは結構あります。

○芳野会長 今回の改定で、それが全部ホームページ上で閲覧することが基本はできると。

○内田情報公開課係長 今後はホームページ上でできるようになるということです。

○芳野会長 だから、今回の改定というのは、むしろ公開を広く、請求した人だけじゃなくて、そうではない人にも見やすくなるような環境になったという理解でよろしいのでしょうか。

○内田情報公開課係長 そうですね。

○矢島情報公開課長 期間は60日間になってしまっていますので、ずっと延々とということではないんですが。

○内田情報公開課係長 もともと公開決定したものはどなたも見れるというのが前提ですけれども、今おっしゃるとおり、ホームページでさっと見られるようになるという意味では、より公開度が広がるということにはなるかと思えます。

○芳野会長 何かご質問は。

○矢島情報公開課長 今、窓口に見えている方で、情報をCDに写してお持ち帰りいただく方もいたんですが、実は1件だけ、数件情報が入っていたんですが、1つだけPDFが開けないという方も中にいらっしゃって、こちらにお持ちいただいたんですが、こちらでは開けるんですが、その方のパソコンだとやっぱり開けないというふうな現象も起きていますので、ちょっとそういうことが起きないように願っているんですけども、事情があって、やっぱり皆さんからもし開けないという情報が寄せられた場合には、何かまた対応を考えなきゃいけないのかなど。先の話なので、今はちょっとわからないんですが、広く公開できるということで対応したいとは思っております。

○関根委員 ちなみにその情報をCDで渡したという話でしたよね。そのCDは、市役所のほうからCDを渡すのか、それとも持ち込んだ人もいるんですか。

○矢島情報公開課長 こちらのものです。それで実費をいただいております。

○関根委員 わかりました。

○芳野会長 何かご質問ありますか。

なかなかパソコンとかネットのお話だと、理解がおぼつかないところもあるんですけれども。

○矢島情報公開課長 私もちょうと機械、パソコンの関係はあれなんですけれども、当初はそのF T Pによってホームページが作成されていたんですが、数年前にC M Sでのホームページ作成に切りかわっているということで、容量が恐らくその時点で、ちょっと検証はできていないんですけれども、C M Sですと、10MBでも今の状況では対応できるということでの回答をいただいていますので。

○芳野会長 それでは、ご質問は。ご質問だけじゃなくて、ご意見とかご要望とかも含めて、いかがでしょうか。

インターネットによって請求を受けたものをホームページ上で公開するというのは、逗子市がかなりというか、ほかのところでは余りやられていない制度ですかね。

○内田情報公開課係長 やってないかもしれないですね。

○芳野会長 なるべく公開をしていくという建て付けということですね。

○関根委員 例えば、今というのはインターネットですとか書面とかで情報公開請求していると思うんですけど、今、国がI C T化を進めていますよね。そうすると多分、マイナンバーという絡みで、情報が多分コントロールされていくというか、それぞれあると思うんですけど、こういうのは将来的に請求方法も変わるという理解でいいんですか、今後は。

○内田情報公開課係長 インターネットによる請求方法自体がですか。まず、マイナンバーとはまた別の話で、情報公開請求は請求で受けるんですけれども。

○芳野会長 これは公開の方法だけど、今のご質問は、今後そのインターネット請求方法というの、今後のいろいろな状況の変化で変わっていく可能性はあるんでしょうかというご質問だと思います。

○関根委員 そうです。

○内田情報公開課係長 もともと市単独で動いて、インターネットで請求者の方とやりとりをしていたところから始まっているんですけども、電子申請システムという県統一のフォーマットの中で今、申請を承っている状態です。なので、

直接ダイレクトに請求者の方から市に受けるのではなくて、1回その県統一システムの中を通じて請求を受けるところで運用されているので、しばらくはこの形で行くのかなというふうには考えておりますけれども。その中で今回、FTPの脆弱性というのが指摘されて、変わるということです。

○島田委員 請求情報自体は、請求情報の内容は公開されているんですか。

○内田情報公開課係長 公開されています。運用状況ということで、情報公開課のホームページに載っております。

○島田委員 そうなんですか。

○内田情報公開課係長 ちょうど今ご案内していることがホームページにも載っております。

○島田委員 そうですか。

○内田情報公開課係長 はい。どなたが請求したというのはもちろん載せられないんですけれども、どういう請求があったかというのは載っております。

○島田委員 この規定は、公開の対象となる情報の公開と書いてありますよね、規定に。その辺のは規定上は書いてあるんですか。ちょっと僕の理解不足だろうと思いますけれども。公開の対象となる情報、その公開はされているけれども、請求情報自体の内容というのは、それはどの規定に書いてあるんですか。

○矢島情報公開課長 件名がそのまま、請求内容が載りまして、そこに公開情報がという形になりますので。先ほど係長からご説明した運用状況の件名は請求件名で、窓口、インターネット、余りファクスとかはないですけれども、郵送の場合がありますので郵送とか、そういう請求方法も載っているもので、どういう決定になったかという運用状況の公表の中に件名を出しております。インターネットの公開の場合には、そちらの件名が載りまして、そこに公開情報が載る、張りつくと言うんですかね、そういう形になります。

○島田委員 請求情報、申請者が請求しますよね。その内容を件名とおっしゃっているんですか。

○矢島情報公開課長 はい、そうです。その内容が、先ほど運用状況でご説明した、この件名です。3ページ以降にあります。これがそのままインターネットの請求のときにも。

○島田委員 はい、どうも。

○矢島情報公開課長 今回の報告でインターネット請求があったもので、例えば7ページの会計課は、ネットであったのですが、これは件名がこのまま、今回これは10MBを超えてしまったので載らなかったのですが、少ないものであった場合には、このままこの件名で載ります。

○芳野会長 島田委員、よろしいですか。

○島田委員 そうですね。

○芳野会長 ほかに何かご質問とかご意見ありますか。

要望とか、こういう改定に加えて、何か要望とかありますか。

よろしいでしょうか。

今回のこの改定は、より公開をしていくという形でも、技術的な進歩に基づいて規定を合わせるということなので、なるべく市として情報を公開していくという姿勢はぜひ守っていただきたい。ただ、ネットというのは、どうしてもインターネットに掲載すると、それを訂正するとか直すということは1回流れてしまうとできないことなので、出してはいけない個人情報とかがうっかり流れてしまうと、それはそれで大変なことになるので、より慎重に判断された上で、手続をとっていただきたいかなというふうには思います。でも、基本姿勢として、やっぱり公開していくというところは、ぜひ逗子市としては守っていただきたいなと思っております。

よろしいですかね。それでは、次の議題に移ります。

議題3は、機構改革等に伴う関係規則等の改正についてということで、事務局からご報告をお願いいたします。

○内田情報公開課係長 次は私のほうから説明させていただきます。

資料の3のほう、1枚だけのものをご覧ください。平成29年4月機構改革等に伴う情報公開ハンドブック（平成28年4月版）の改正箇所と書かれているリストになります。

これとあわせて、まずご報告なんですけれども、4月から市の中で大きな機構改革が予定されておりまして、ご存じの方もいらっしゃると思うんですが、情報公開課が今度、情報政策課という別の電算部門がありまして、そちらと統合して一緒の課になることになりました。

そのあたりは、すみません、後からご報告になって申し訳ないんですけど

も、机上に配付させていただいた平成29年4月実施の機構改革についてという左上ホチキス留めの3枚程度のものがあるんですけども、こちらのほうが、その機構改革の概要になっておりまして、その一環で情報公開課の課名が変わるということが予定されております。

機構改革の件はご報告が初めてになるかと思しますので、ざっと概要だけなんですけど、ポイントということで、この3枚つづりの、これは総務課のほうのホームページにも載っている資料なんですけれども、3つほどございます。

まず1つは、こどもセクションの教育委員会への設置ということ。それから、新たな行政ニーズへの対応。組織のスリム化による効率的な行政運営という、この3つをポイントとして、今回4月に機構改革が予定されているところです。

この中で一番大きな目玉といいますと、一番最初のこどもセクションの教育委員会への設置ということなんですけれども、何かと言いますと、今、子育てと教育というのは、それぞれ実施機関が別で運営を行っております。これをお子様のご誕生から18歳まで、子育てと教育を一貫して支援していこうということで、統合するということが予定されております。

具体的には、市役所の1階に子育て支援課という課がございまして、2階に保育課という課があるんですけども、その課が5階のフロアに今度移ります。ちょうど我々がいるこのフロアの奥のほうになるんですけども、既に5階に教育委員会がございまして、そのあたりの壁を取り払って一体化する形で窓口業務を開始していくことが予定されているところです。そのあたりのことが最初の1ページのところに、こどもセクションということで書かれているところです。

こどもセクションの設置についての説明書きが1ページ、2ページ、それから3ページのところまで書かれておりまして、その他、福祉部との連携体制の構築ですとか、その後、事務のレイアウト、なぜそのような一体的な支援をしていこうとしたかといったところが書いておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それから、4ページ目のところに、2番目のポイントということで、新たな行政ニーズへの対応というところが書かれておりまして、将来的なまちの活性化を見据えたシティプロモーションの推進体制を改めて整理しますということ

で、こちらのほうは、現在広報の担当が秘書広報課の広報係というところで担当しているんですけども、こちらのほうが、シティプロモーションというキーワードで今度、企画課の中の広聴広報係ということで統合されるということが予定されているところです。

それから、4ページのⅢ番のところですが、組織のスリム化による効率的な行政運営という、ここがちょうど情報公開課がかかわってくるところなんですけれども、今後、組織をスリム化していきますといったところが端的に記載されております。現行ですと、部の数は6で変わらないんですけども、課の数が今37あるところが33に減りまして、係の数で言いますと、50の係があるところが48にスリム化される予定でおります。

この3つのポイントが大きな目玉となっております、その具体的な、何課が何課になるのかといったところが一番最後の機構図のところ、ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけども、書かれております。私たちのいる情報公開課というところはちょうど上のほうです。総務部というところがありまして、情報公開課情報公開係となっております。その1つ上に、情報政策課にも情報政策係という形になっておりますが、情報政策課とこのたび統合して、情報政策課の情報公開係ということが予定されております。

機構図の一番上のところにあります秘書広報課、企画課とあるあたりが、先ほど申し上げたポイントの2番目のところで、改めてこのあたりは企画課という形で大きな課になって、その中に秘書室があり、企画があり、広報があるという形でシティプロモーションを一体化して推進していくことが予定されているところです。

それから、市民協働部のところに生活安全課という課があります。ちょうど本市でいいますと3階にセクションがあるんですけども、こちらの課が実質的に解体されて、ほかの課に業務が混ざっていくイメージなんです。具体的には、防犯の部門が現在の防災課のところ、今度は防災安全課というふうに名前も変わりますが、移っていく。防災課のほうで防犯もあわせて管理をしていくということ。それから、人権の担当が、今、生活安全課で行っていますが、そちらのほうは市民協働課のほうに移っていきます。あと、いわゆる動物対策関係、狂犬病予防とか、そういった業務が国保健康課のほうに移ります。それから、

交通安全ですとか駐輪場の関係が環境都市部のほうに移っていくということで、実質的に生活安全課という課はなくなって、今持っている業務がそれぞれ新しい課の中に組み込まれていくことになります。

それから、最初に申し上げた一番の大きな目玉である子育て支援課、保育課のセクションが教育委員会のほうに移ってきまして、ちょうど機構図でいいますと右下のところですね、このあたりが一番大きいんですが、改めて教育部の中で業務を行っていくということが予定されております。

戻りまして、情報公開課なんですけど、現在の予定ではフロアは1階のままです。場所は変わりません。総合案内も兼ねておりますので、そのままです。市政情報広場という閲覧コーナーがありますが、その名称もそのまま変わる予定はございません。

一方で、情報政策課というのはコンピューターを扱っている部門なものですから、コンピューター室は3階にしかないので、こちらも課の場所は変わらないということで、ちょっと飛び地のような感じですね、同じ課なんだけれども場所が違うということで、係によって1階だったり3階だったりという違いはあるんですけども、そういった形で4月から改めて再スタートすることが予定されておりますので、ご報告させていただきます。

すみません、ちょっと前置きが長くなってしまったんですが、以上のような理由によりまして、課名が変わることによりまして、今お手元にもあります情報公開ハンドブックにも各課名ですとか課長名の変更が出てまいりました。そのリストがお配りした改正箇所になります。

例えば一例をご紹介しますと、ハンドブックの26ページ、27ページあたりをお開きいただきたいのですが、これは情報公開審査委員規則ですね、オンブズマンの規則になりますが、26ページの一番下に庶務第5条とありますが、審査員に対する庶務は情報公開課において処理するですとか、あるいはその隣の27ページの第6条の2項のところに、前項の公印は情報公開課長が保管するといったようなところが随所に出てまいりますので、こういったところをそれぞれ情報政策課が処理する、情報政策課長が保管するという形で、それぞれ変更の必要が出てまいりました。そのリストが改正箇所になります。

細かいのは、全部は割愛しますが、同じようなパターンで情報公開運

営審議会規則ですね、ここの規則もそうですし、逗子市の出資団体の情報公開に関する要綱、それから一番ボリュームが大きいのが解釈運用基準、あと先ほどちょっとご説明したインターネットによる公開請求の実施要領もあわせて課名が変わってくるという形になります。

それから、ハンドブックの一番最後のほうにきますと、情報公開に至るフローチャートですとか、流れとかというページが一番最後のほうについているんですけれども、こういったところにも情報公開課という表記が随所にありますので、そのあたりも一通り新しくして、改正をしていく予定でおりますので、ご報告させていただきます。

一部、改正箇所の中に下線が引いてある改正部分は、これは機構改革とは別ものです。例えばハンドブック121ページなんですが、第11条の第三者情報に関する取り扱いに関するページの中で、中ほどに3、運用とありまして、そのちょっと下のところに、事務決裁規程第11条、専決の制限と書いていますけれども、このあたりの条が正しくなかったものですから、すみません、こういった細かいミスもあったもので、11条ではなく10条が正しかつたりしましたので、修正をさせていただく予定でおります。

同じような理由で、140ページにも、第17条、他の法例等との調整等というところで、140ページの下から6行目ぐらいですかね、2、縦覧という項目の中に地方税法第415条といった表記があるんですが、もう一度見直したところ、現在では416条だったとか細かい修正がありましたので、あわせて機構改革の関係とともに改正させていただく予定でおります。

簡単ですが、以上になります。

当然これが変わるということは、もう一つのピンクの個人情報公開ハンドブックも同様の改正箇所が出てまいりまして、ハンドブックの印刷は4月すぐには間に合わないかもしれないんですが、そのような形で予定をしておりますので、ご報告させていただきます。

○**芳野会長** ありがとうございます。関係規則等の改定のことですけれども、その前提として機構改革が今度あるわけで、それで改定なので、その機構改革のところも含めて、何か質疑等がありましたらどうぞ。

では、私から。情報公開課が情報政策課に統合して、情報政策課の下に情報

公開関係になるということですよ。実際今、情報公開課で行っている業務と、関係になって、何か変わってくるかとかあるんでしょうか。

○矢島情報公開課長 基本的にはないです。ただ、課長が情報政策課長になりまして、今1階と3階なんです。ですので、これから人事の話になってきますので、どういうふうに人がというのはちょっとわからない状況に今あるのですが、後退しない形で対応しますので、今と変わらないということ。あと総合案内のほうも、1階でという形で、体制的にはちょっと、人がどう配置されるかというのはちょっとわからないですけども、仕事のほうは今のフロアで、市民に対してはきちんと後退しない形で対応できるような形をとってまいりますので。

○芳野会長 1階にいらっしゃる人が減っちゃう可能性もあるんですか。課長がいなくなってしまうので減ってしまうのかなと、ちょっと心配を。まだわからないですか。

○矢島情報公開課長 わかりません。

○芳野会長 3階に課長がいらっしゃるのか、1階に課長がいらっしゃるのか、どっちかになるわけですよ。

○矢島情報公開課長 趣旨というか、スリム化ということもありますので。今の状況は、課なんですけれども、課長と、係長と、再任用職員と非常勤という形で、かなり課としては職員が少ない体制なんです。ですので、本当に後退しない形でそちらのほうは対応させていただきますので、ぜひ皆さんのお力もいただきながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○芳野会長 何か。ご質問だけではなくて、ご意見とか、いろいろあわせても構いませんが、どうでしょうか。かなり大きな組織改編になっているので。

○島田委員 これは決定したことですから、とやかく言えないんですけど、情報政策課というのは、庁内の情報システム化と地域の情報政策と両方あると思うのですが、それと情報公開課は、情報公開、個人情報というぐあいに仕事の性質が随分違うんですよ。だから、自治体によっては市民対応に近いセッションとこの情報公開課が一緒のところも多いようです。そういう意味では、性質の違うものを統合するということですから、その連携をどういうふうにするか。

例えば、課長さんが両方わかっているか、あるいは、課長が例えば情報政策がよくわかって、補佐する人である課長代理が個人情報、情報公開がよくわか

るといふようならよいが、一人で両方兼ねるといふのは、要求される職能はかなり違ふといふふうにするので難しいのでは。どちらの部門も情報といふ名前がついているけど、仕事はかなり似て異なるものであるから、こういう異質なものを統合してうまくやっていくところには相当工夫が要るなど、こういうふうにすると思いますね。意見です。

○内田情報公開課係長 情報といふキーワードで今回一緒になる予定ですが、確かに市によっては総務課と一緒にいるとか、いろいろパターンはあるんですけども、おっしゃるように、その辺は本当に密に連携を取り合って、滞りなくやっていきたいと思います。内容もかなり違ふので。

○島田委員 それから、広報とこういう情報公開課と一緒にいるパターンもありますね。

○内田情報公開課係長 それもありますね。情報政策といふのは、本当に窓口に来る市民はほとんど皆無ですから。業者さんとかのSEの方が出入りするような課なので、我々は全く逆なので。

○矢島情報公開課長 一番かかわっているのがマイナンバーの関係ですね。それが情報政策とうちでという形になってはいますが、そこら辺も密に連携がとれるように頑張っていきたいと思いますので。

○内田情報公開課係長 情報政策課ではオープンデータとか、そういったことを今推進していますね。それを今、政策課のほうでもしているので、そういったところは今後発展させていきたいなと思っていますけれども。

○芳野会長 ありがとうございます。ほかに。

機構改革はもう決まったことですが、この審議会といふのは、むしろ市民目線でいろいろな意見を上げて、次の市政に反映してもらふ一つの審議していただくということですから、決まったから意見を言わないじゃなくて、それについて何か今後の運用とか、今後の進め方についてのご意見とか、そういうことも上げていただくと有用だと思いますので、どうぞ遠慮なく。

○内田情報公開課係長 ちなみに、事務局からで申し訳ないのですが、機構改革があるといふのはご存じでしたか。広報等でも周知はしていたと思うんですが。余り……、気がついたら機構改革が決まっていたみたいなき感じだったでしょうか。総務課でパブリック・コメントをかけたとか、周知はしていたようです

が。

○芳野会長 ご存じだった方、いらっしゃいますか。

○小松原委員 ③のところに関しては、広報で特集されていたというふうに記憶しているんですけども、すごくわかりやすく内容が載っていたので、読ませていただきました。

○内田情報公開課係長 そうですね。はい。

○芳野会長 今回の機構改革というのは、こどもセクションのところが一番大きな。

○内田情報公開課係長 一番の目玉はそこですね。

○芳野会長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 島田さんのほうから、性質が違う課が一つになるという話があったんですけど、これは僕の独断的な勝手なイメージなんですけど、全く世の中にあるインターネット系だとかIT系企業というのが、結構何か自分よがりな感じで消費者にアナウンスしていく。消費者は結局それがわからなくて、後でもめるみたいなケースが結構多くて、その後の結局、窓口対応なんかでも何かかみ合わないというケースが多くて、今回のこの組織図を見ると、情報政策課と、それから情報公開課が1つになって、結局は情報政策課という名前になるじゃないですか。そうすると、変な話、子会社みたいなものですよね、情報公開係って。

そうなったときに、その情報公開係というのは、どっちかという、わかりやすく市民にもものを伝えるというセクションであるべきだと思うんですよ。例えば情報政策課の人と僕は話したことがないからどういう人かわからないけれども、今言ったように、SEさんとか、そういう人を別にどうこう言うわけではないんですけども、なかなかアナウンスするのがあまりうまい人たちじゃないというイメージがあるんですよ。

そうなったときに、真逆のコミュニケーションの人たちが出てくるわけで、情報政策課の課長にどういった人になるのか知らないけれども、その辺をきちんとコミュニケーションがとれるような課にしてほしいなと思います。

○島田委員 おっしゃるとおりだと思うんです。やっぱり情報政策課のほうは、言ってみればコンピューター、ITを、大体、市の場合はほとんど外部に委託

していますから、そういう形で逗子市の情報政策のプランを外部に委託して、技術を管理すると。そういうところが主ですから、今おっしゃったように、異質なんです。外向きの志向は余りないですからね。だから、ちょっと係が地盤沈下するおそれがあるので、実際は情報公開課というのが上にあって、その中で情報システム係だったらわかるんですけど、その辺がちょっと地盤沈下するんじゃないかと。個人情報保護、情報公開、そういうところがちょっと懸念されますね。

○**芳野会長** いかがですかね、ほかの方は。

名は体をあらわすと。情報公開課で、その下に政策係と公開係があるとか。せめて情報政策公開課とか。対等合併的なお名前だったら何かあれなんだけど。だんだん長い間に名前のほうがメインになっていってしまう危険性を危惧をしているので、かなり意識して頑張っていたかかないといけないかという感じがしますね。

○**矢島情報公開課長** 実は情報政策課は、昔、総務課の中の情報政策係だったのですが、ITのいろいろ技術とかが進んできて、情報政策課という課になったんです。情報公開課の関係ですと、文書関係が多いものですから、総務課という発想もなくはないのですが、他市の状況を見ると、やっぱり情報政策課の中にあるところもあって、情報公開班というんですかね、班で対応しているようなところもありますし、先ほど島田委員がおっしゃられたように、市民参画課のようなところとか、広聴のところで行っているところもあるということで、これから動き出すということですので、こちらのほうも皆様方のこの審議会でのご意見は会議録に残りますので、そちらもきちんと伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**芳野会長** ほかに何かご意見とかご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、情報公開は市民の権利を守ると、情報公開は知る権利を守るということで情報公開条例第1条に記載されていますので、権利を守る係として、今後ちょっと頑張ってい続けていただきたいというのが、少なくともこの会議で皆さんそういう思いがあるということはよろしいですかね。ぜひその辺のところもお伝えいただいて、市政に反映していただきたいなど。

どうぞ。

○**栄田委員** すみません、後からで申し訳ありません。

システム系の将来性のことを考えて、この機構改革だと思うんですけども、この情報公開課のことを知っている市民は少ないと思います。そこをまず広げていかないと、システムのほうもうまくいかない、頭でっかちになっていっちゃうと思うので、もう少し、今回こどものセクションをつくりましたよね。そのお母さん方に情報公開課のことをもうちょっと説明していけば広がっていくと思うので、その広報活動が少ないなとすごく思うんです。広報は分かれましたよね。

多分、長い目で見た機構改革だと思うんです、これ。ただ、政策と公開が別々になっても仕方がないなと思うんですけども、課長が一番大変なんですよけれども、本当に知らないです、皆さん。

○**内田情報公開課係長** 情報公開課より、総合案内というイメージが強くなっちゃって。

○**栄田委員** 情報公開していることをご存じない方が多いです。正直、私もそうでした。ずし広報も毎月来ますけれども、時間があるときは見ますけれども、時間がないときには要点だけ、自分に必要なところだけざっと見て終わってしまうので、もうちょっと何か本当に知らせるいいシステムですから。

○**内田情報公開課係長** 確かに情報公開が巻頭、表紙を飾るということはなかったですから。ただ、年に1回、運用状況のまとめということで、結構大きなページで報告はしていますが、どこまで見ていただいているかというのは。

○**栄田委員** 少なくとも私は自分にかかわっているから見るんですけども、細かいものをお母さん方は忙しくて見ないと思います。子を持つ親としてなんですけれども。

○**神田委員** 何か私も栄田さんがおっしゃっていることと同じことを感じていて、そもそもこの情報公開課という存在をご存じない方が、市民にすごくたくさんいらっちゃって、私はこの会議に参加して初めて、こういう情報も請求すれば公開してくれるんだとか、本当にそういう初歩的なところから、すごく目からうろこの状態だったんですね。

例えば今回いろいろ機構改革が行われる中で、子育て支援に関するところというのは、私も子育て中ですので、すごくかかわっているところもありながら、

すごく広報に非常にアピールが上手というか、すごくわかりやすく記載されていたので、もっともっと市民に広く訴えていくためには、そのアピールの方法、広報ずしに表記するのであれば、その表記の方法とか表現の仕方というのをちょっと工夫していけば、1人でも多くの方々が興味を持ってくださるのかなというのと思いました。

きょうも現に、子供をちょっと幼稚園に送っていった帰りに、きょう市役所でこういう会議があってという話をお母様方にしたら、そうなの、そんな会議があるのというような、そういう反応でしたし、こういうふうなことをやっていて、この運営審議会の委員に関しても、広報ずしを見れば募集を、そういう委員会があって募集をかけているのよという話をしたところ、広報ずし、実は投函されていながらも、すぐにごみ箱に捨てていたわという方がすごくたくさんいらっしまったので、いかに1人でも多くの方に興味を持っていただくことが大事なのかなというのを私も同じように感じました。

○**栄田委員** 子育て中は結構、予防接種のところだけになっちゃいますよね、正直言うと。いついつやるなんていう、予防接種は忘れちゃいけないという。このところを、多分1ページ目とかは見ると思うんですね。もうちょっとうまい方法で興味を示すような情報公開。情報公開というのも多分、難しい言葉だと思うんです。

○**内田情報公開課係長** そうですね。まず、そういう制度があるということをやっぱりもっと周知していかないといけないと思っています。

○**栄田委員** もうちょっとくだけた表現方法にしていけば、みんなも興味を示すのかとは思いますがけれども。

○**内田情報公開課係長** 請求する方も、もともと何か知りたい情報があって、それを知るにはどうすればいいか。情報公開課があるのねというような感じの逆のパターンの方もいらっしまったりするので、本来ですと、こういう制度があるということを皆さんが知っていた上で、知りたいことがあって来ていただくというのが一番あるべき姿かなと思うので。

○**神田委員** 全国でもすごい抜きん出て情報公開の制度が進んでいるというところはやっぱり逗子市の特徴だと思うので、そこをやっぱりアピールしていったほうがいいのかというのとは私も思いました。

○**栄田委員** こうやって携わった私たちは、こうやって広げていますものね。今日ここ行くからと言って、こういうのがあるんだよと。それで友達から友達に言っていることは確かなんですけれども、それでは全然足りないと思うので、やっぱりシステム系に力を入れるのはわかるんですけども、パソコンをたたかない方もいますので、でも将来的に絶対必要だとは思っていますので、いろんな努力等が出てくると思っていますから。

○**内田情報公開課係長** ちょうどこの後の議題でご報告させていただく予定の自治基本条例の、先日、本市の福本次長から説明させていただいた、そこでこの前、私も実は、ワークショップで情報というテーマでお話しさせていただいたんですけども、やっぱり情報公開課の存在は薄いなというのはちょっと感じました。もっともっと広めていかなければいけないと思っています。

○**栄田委員** よろしくお願いたします。

○**芳野会長** 貴重なご意見ありがとうございます。ほかに。

知っていただかないと考えようがないですものね。まずスタートはまずそこからですので。

○**栄田委員** 市役所も情報公開をしていかないと。こういうのがあるという。

○**芳野会長** そうですね。ありがとうございます。ほかに何かご意見ありますか、この議題で。よろしいでしょうか。

それでは、議題3はこれで終わらせていただきます。

一応、議題に挙げられていたのは以上ですね。その後、4、その他というのがございますので、その他について、事務局から何かありますでしょうか。

○**矢島情報公開課長** 4点ほどございます。

1点目は、前回の会議で栄田委員よりご質問がありました、まちc o m iメールについてです。こちらにつきましては、持ち帰り、調べましたところ、平成19年度に逗子市個人情報運営審議会にオンライン結合による提供についての諮問がなされ、答申が出ておりました。

制度としましては、学校からの情報を携帯電話等のメール配信システムを利用して、情報の配信を希望する保護者に対してするものですが、このメール配信システムについては、保護者が直接業者に登録するもので、任意だそうです。

平成19年当時は久木中学校のみでしたが、現在は小中学校の全校がこのシス

テムを利用して情報配信しているということです。配信する情報につきましては個人情報を書せないなど、学校はガイドラインを作成しまして慎重に対応しているとのことでしたが、特にトラブル等は生じていないようですけれども、保護者と業者との契約で任意であるとはいえ、業者が限定されておりますので、教育委員会としましても今後、まちc o m iを運営している業者の情報管理、保護等について協定を結ぶことも検討しているようです。

先ほど機構改革のお話でもあったんですが、こどもセクションが教育部にいきますので、シティプロモーションも視野に、このシステムを使ってできるのかという検討もしたいというようなお話もありましたので、こちらの仕組みは、またどんどん広がっていくのだとは思いますが、実際に学校で配信する個人情報はなそうです。何か、どこそこのお子さんがちょっと見当たらないといっても、直接的なお名前とかは流さないという形で対応するというです。

あとは大雨警報が出たとか、そういうときの対応とか、不審者情報とか、今はイノシシの情報とか回っているんですかね。ちょっと逗子もイノシシが出るように。葉山、逗子は出るんです。ですので、ハイキングコース等、気をつけてくださいというような情報が出ているのか、ちょっとわからないですけども。

教育委員会のほうでも、こどもセクションと一緒にいきますので、もっと情報をどういうふう流していくかというのも考えていきたいと思っておりますので。

○**栄田委員** その学校長によってちょっと考え方が違うみたいで、沼中なんですけれども、沼中の校長先生は細かく出したほうがいいと、いついつ期限ですとか、懇談会がいつありますとか、細かく流してくださるんですけども、小学校のときはなかったの。

○**矢島情報公開課長** 内容的には多分、学校長に任されていると思うんですが、それぞれ学校で違う情報を持っていますので。ただ、基本のラインですね、どういうところを注意しなければいけないとか、そういうのは業者と教育委員会ときちんと協定等を結んでいきたいと検討しているようです。

○**栄田委員** 本当であれば、入りたくない方は入っていないの。

○**矢島情報公開課長** そうですね。

○**栄田委員** 連絡網もちゃんと電話でいっているようなので。

○**矢島情報公開課長** そうですか。ちょっと前回のときに情報がわからなくて申し訳なかったんですが、一応、前回お話がありましたまちc o m iメールについては、そういう状況だそうです。

○**栄田委員** ありがとうございます。

○**芳野会長** よろしいですか、質問とかよろしいですか。

○**栄田委員** はい。

○**芳野会長** では、次の2つ目。

○**矢島情報公開課長** 2点目につきましては、先ほどこちらのレポートもお配りしたんですが、（仮称）自治基本条例について、前回の会議でも経営企画部の次長からお話をさせていただきましたが、市民が主役のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものとして、平成30年度の制定を目指して検討しております。

条例の検討に関しまして、情報公開制度の視点、個人情報保護の視点での検討もあるとのことで、検討会には課長が、ワークショップ、現在はこちらですね、逗子の未来協議会という名前になっておりますけれども、そちらには係長が参加しております。

今日お配りした資料では、一番最初のワークショップのレポートと直近の1月21日で、ちょっとこれ、内田係長の写真はないんですが、かなりメインで出ていたようなんですが、情報公開、個人情報保護制度についてもお話をしまして、その中で検討が進められているところです。そちらのワークショップで話し合われたこと、検討会で検討されたことをこちらの審議会に持ち帰りまして、ご審議いただくことも今後あるかと思っておりますので、その都度、ご報告させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**芳野会長** この点について、何かご質問ありますか。

よろしいですか。今後引き続きの課題ということで。

それでは、3つ目のご報告をお願いします。

○**矢島情報公開課長** 3点目は、新文書管理システムの稼働についてです。

1月末から本格稼働となりましたが、この新文書管理システムの稼働によりまして、電子決裁が導入されました。今までの押印による決裁は原則なくなり

ます。今後は、電子文書につきましては、情報公開請求があったときは該当文書の出力により請求者に公開することとなります。

しかし、それまでの文書はそのまま紙での保存となりますし、今後も電子化できない文書などありますので、文書の形態が電子文書のみで完結するものと、電子文書と紙等添付のもの、紙文書のみものに分かれる形になります。

まだ稼働したばかりですので、実際に運用でどのような課題が出るのか、ちょっとわからない状況なんですけれども、こちらの情報公開制度にも影響あることですので、今後も注意して運用していきたいと考えております。

以上です。

○**芳野会長** 何かご質問ありますか。よろしいですか。

今後、公開対象になったものというのが、電子決裁だったり紙だったり、いろんなを集めて公開するみたいな形になってしまうんですね。

○**矢島情報公開課長** 今までの紙のものを全部読み込んでということではないので、対応がばらばらでいくので、そこら辺もちょっと気をつけなければいけないと考えております。

○**芳野会長** ありがとうございます。

最後のご報告をお願いします。

○**矢島情報公開課長** 4点目は、情報公開運営審議会委員の任期についてです。

今期の情報公開運営審議会委員の任期は平成27年4月28日から平成29年4月27日の2年間でございます。2年間、皆さんにご審議いただきまして、感謝いたしております。ありがとうございました。

委員の再任につきましては、最長3期までが原則となっておりますが、今回、学識経験者委員の芳野会長と市民委員の関委員、小松原委員が今期をもって委員を終了されることとなります。

当審議会委員の経験年数と、またこれからの委員構成のバランスを考慮させていただきまして、3期であっても年数が6年に満たない市民委員につきましては、次期委員参加の意向をお伺いし、内諾をいただきました神田委員につきましては、継続をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

学識経験者委員の芳野会長におかれましては、情報公開審査委員との関連で、

任期4年間ではありますが、今期で終了で、また関委員は3期で5年9カ月、小松原委員は3期で4年5カ月ですが、今期で終了となります。逗子市の情報公開運営審議会委員としてご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

任期は4月まででございますが、今年度の会議は本日をもって最後の会議となります。学識経験者委員の島田委員のほか、神田委員、栄田委員、関根委員の3名の市民委員さんにおかれましては、引き続き次期委員をお願いしたいと考えておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

なお、次期運営審議会のメンバーとして、芳野委員の後任の学識経験者委員につきましても、現在の逗子市情報公開審査委員からお1人を、市民委員につきましても、公募で2名の方が選ばれることとなると思います。

それでは、今期をもって委員終了となる芳野会長、関委員、小松原委員から順に一言ずつお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

**○芳野会長** 芳野です。本当に2年間ありがとうございました。

皆さんといろいろな意見の交換とかさせていただいて、まちづくりって、こうやってみんなの力でつくっていくんだなというのを実感として感じる事ができました。逗子は、本当に自然もきれいで、まちもきれいで、それで市民が参加して、いいまちをさらにつくっていくという形でやっていけるところなんだなというふうにも実感しました。

ただ、今回の機構改革もありますけれども、皆さんのご意見もありました情報公開はとても大事ですけれども、いつの間にか何となく手段になってしまうので、みんなの関心がだんだん薄れていってしまうと、いつの間にか何か忘れてしまうというところがあって、そこがとても危険だなと思っています。

逗子市の情報公開は、まだ自治体が余りやってなかったころから、とても先進的な取り組みをしていて、その取り組みが、基本的にはその当時は、物すごく市民が情報公開をもっと活発化させようという市民の力で、この条例とか制度をどんどんつくってきたということで、市民パワーが最初からこの情報公開の部分はずごかったんですね。それがだんだんこの制度が安定していくと、何か忘れ去られてしまうことが、ある意味ではとても危機的なところかなと思っていますので、ぜひ今後もこの審議会を含めて、市民の力でどんどんいい情報

公開制度を維持して、つくっていただければと思います。本当にありがとうございました。

では、関委員。副会長をありがとうございました。

**○関委員** 長い間、こちらの審議会に参加させていただきまして、全く情報公開ということがどういう形で審議会が開催されていてということもわからずに、こちらに参加させていただきまして、毎回、私自身、学ぶことばかりだったので、お役に立てたことはないと思うんですけれども、今後この会議に参加させていただいたということで、市民として、いろんなことにもうちよつと視野を広げて、知ること、学ぶことを学びながらも、もうちよつと参加していきたいなと思います。

逗子市は、このように審議会で市民が委員で参加しているということも全く知らなかったもので、いろいろな方にも経験として参加するといいいですよと伝えられたりしていきたいなと思います。このように本当にのどかで穏やかな逗子市なので、これからも住みよいまちづくりに皆さん、よろしく願いいたします。

お世話になりました。ありがとうございました。

**○芳野会長** 小松原委員、お願いします。

**○小松原委員** 1期の後半からということで務めさせていただきました。私事ですが、家族の体調が悪かったりしてなかなか会議に参加できないこともあったんですけれども、このような場に参加できて、とてもよい経験になりました。

逗子に住んで10年目ということのを機に、この会議に参加させていただいたんですが、ここからは記録に残さないでいただきたいんですが、私はずっと生まれも育ちも横浜なんです。常に横浜と逗子を比較してしまうというか、そういう目線で見える場面が多かったんですけれども、先ほど出ました広報ずしに関しましても、とても私は読みやすいと思っています。文字の大きさ、紙の質、情報量に対してもとても適切で、時間がなくても読めるなど。

横浜の場合は、県のたよりと同じサイズ、同じ質、文字の細かさ、非常に読みづらいです。でも、とても内容も練られていますし、皆さんに読んでもらうということを意識した書き方になっているかなと思います。

また、個人的なことで、情報公開を請求する場が横浜市であったんですけれ

ども、そのときも、対応の仕方一つとりましても、逗子とは大分違うなと思いました。請求から公開までに至ることも、請求者目線をとっても考えた、寄り添った公開になっているなということ、身をもって私は感じました。

この審議会のことに関しましても、情報公開課のことに関しましても、私たちがここで学んだことは、どんどん発信していきたいなと思います。先ほど、どなたかが草の根とおっしゃいましたけど、何か市民の友達に会ったときでも、少しでもこの内容をお話しし、還元していけたらいいかなと思います。そして、この審議会がより建設的な意見交換の場になってほしいなというふうに思っています。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○矢島情報公開課長 ありがとうございました。これからも逗子市の情報公開制度を温かく見守っていただければと思います。皆様のご健康とご活躍をお祈りいたします。

○芳野会長 ありがとうございました。

それでは、平成28年度の情報公開運営審議会は今回をもって終了となります。次回、29年度はまたメンバーが新しく加わって、総勢7人の新しいメンバーでまた進めていくことになるかと思いますが、頑張ってください。本当にいろいろ長いことありがとうございました。

午前11時20分閉会